

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(子ども青少年局分)(令和6年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	子ども企画課	228-7104	さかい子育て応援アプリ運用保守業務	㈱スマートバリュー クラウドイノベーション Division	1,122,000	R6.4.1	本業務は、平成28年度調達した「さかい子育て応援アプリ」の運用保守を行うものであり、現行システムを正常に機能させ適切な環境を維持するためには、詳細な設定や各種サーバの構成等、当該システムについての詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しないことから、株式会社スマートバリュークラウドイノベーションDivisionとの随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2	子ども企画課	228-7104	さかい子ども食堂ネットワーク形成支援業務	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	24,701,000	R6.4.1	本業務は、家庭環境が多様化・複雑化する中、生活困窮や孤食の状況に置かれている子どもを含む地域の子どもたちを見守り、必要に応じて支援に繋げる役割を持つ「子ども食堂」の開設を支援するとともに、市内の「子ども食堂」をネットワーク化して、地域に根付いた持続的な運営を支援することを目的として実施するものである。 上記目的を達成するためには、地域の多様な主体(自治会、校区福祉委員会、民生委員児童委員、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア団体等)による児童福祉活動及び地域福祉の状況・課題を熟知し、公平中立な立場で地域の児童福祉を向上させる観点に立った団体間の調整を行うとともに、地域住民や団体からの認知度、信頼度が高く、その関係が今後も継続されることが求められるものである。これらの要件を満たす者は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明記され、市内全区に区事務所を設けて地域の児童福祉活動を支援するためのネットワークを構築するとともに、発足以来の地域における児童福祉に関する多様な取組を通じて、本業務に必要な知見、情報及び地域住民や団体からの高い認知度・信頼度を有する(社福)堺市社会福祉協議会以外にないため、当該団体と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
3	子ども相談所	245-9197	CRC親子プログラム等を活用した保護者支援業務	特定非営利活動法人チャイルド・リソース・センター	5,810,000	R6.4.1	本業務は、子どもに虐待をしてしまったり、子育てにしんどさや不安を抱えている保護者の支援を行うことで親子関係を再構築することを目的とした業務である。 親子関係の再構築を目的とした親と子を支援するプログラムの中でも、「CRC(チャイルド・リソース・センター)親子プログラム」「親支援プログラム」は親子組ごとにスタッフは2名で個別支援を行い、グループワークと違って親の能力、特性、特徴に合わせてきめ細やかで柔軟な支援ができる点が優れており、また当該業務スタッフが中心となって支援を進める点でも本市の業務体制にも合致している。以上のことから、本市において子育てにしんどさや不安を抱えている保護者への支援を行うにあたって最も効果的かつ有効なプログラムであるとして、当該プログラムを独自に開発した業者であり、当該業務を実践できる唯一の団体であることから、特定非営利活動法人チャイルド・リソース・センターに随意契約をするものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
4	子ども育成課	228-7612	堺市ファミリー・サポート・センター運営業務	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	19,756,000	R6.4.1	本業務は、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図ることを目的として設立された法人に委託するものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

5	子ども育成課	228-7612	堺市病児・病後児保育事業実施施設運営業務(病児保育室ゆめぼけっと)	医療法人社団ワッフル	14,042,000	R6.4.1	本業務は、病児を一時的に保育・看護するにあたり、医療機関との付設や連携を行いながら、適切な処理が確保できる実施施設において、保育士・看護師を配置し行うものであり、事業を公募プロポーザルで選定後は堺市病児・病後児保育事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、病児・病後児保育事業実施施設に指定された実施施設を有する法人に委託するものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
6	子ども育成課	228-7612	堺市病児・病後児保育事業実施施設運営業務(ぐんぐん病児保育室)	医療法人社団ワッフル	24,911,000	R6.4.1	本業務は、病児を一時的に保育・看護するにあたり、医療機関との付設や連携を行いながら、適切な処理が確保できる実施施設において、保育士・看護師を配置し行うものであり、事業を公募プロポーザルで選定後は堺市病児・病後児保育事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、病児・病後児保育事業実施施設に指定された実施施設を有する法人に委託するものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
7	子ども育成課	228-7612	堺市病児・病後児保育事業実施施設運営業務(清恵会病児保育室めぐみ)	社会医療法人 清恵会	13,226,000	R6.4.1	本業務は、病児を一時的に保育・看護するにあたり、医療機関との付設や連携を行いながら、適切な処理が確保できる実施施設において、保育士・看護師を配置し行うものであり、事業を公募プロポーザルで選定後は堺市病児・病後児保育事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、病児・病後児保育事業実施施設に指定された実施施設を有する法人に委託するものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
8	子ども育成課	228-7612	堺市病児・病後児保育事業実施施設運営業務(病児保育室ゆりかご)	特定非営利活動法人 ゆりかごネットワーク	14,441,000	R6.4.1	本業務は、病児を一時的に保育・看護するにあたり、医療機関との付設や連携を行いながら、適切な処理が確保できる実施施設において、保育士・看護師を配置し行うものであり、事業を公募プロポーザルで選定後は堺市病児・病後児保育事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき、病児・病後児保育事業実施施設に指定された実施施設を有する法人に委託するものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
9	子ども育成課	228-7612	堺市訪問型病児保育事業運営業務	特定非営利活動法人 ゆりかごネットワーク	14,500,000	R6.4.1	本業務は、病児の預かりや保育施設等への送迎を行うにあたり、援助を行う者と希望する者の相互援助活動を調整・実施することを目的としており、事業者を公募プロポーザルで選定後は、平成29年度より堺市訪問型病児保育事業実施要綱第6条第3項の規定に基づき、訪問型病児保育事業者に指定された者に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
10	子ども育成課	228-7612	堺市育児支援ヘルパー派遣業務	コアラ会・Smart Smile	—	R6.4.1	本業務は、母親が妊娠中又は出産後の心身の負担により、家事又は育児を行うことが困難な家庭に育児支援ヘルパーを派遣し、家事又は育児の援助を行うことにより、安心して子どもを産み育てられる環境を創り出すためのものであり、事業対象者の利便向上を図るため、堺市育児支援ヘルパー派遣事業実施要綱に基づき、堺市育児支援ヘルパー派遣事業登録事業者のうち、本市が定めた委託基準に該当する事業者全てと契約を行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 1,800円/件 ほか

11	子ども育成課	228-7612	乳幼児精密健康診査業務	一般社団法人堺市医師会	—	R6.4.1	医療行為を伴う性質上、又目的からしても競争入札には適さないもの。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号)	1者随契	単価契約 「診療報酬の算定方法」によって算定した額から、各種健康保険法の規定に基づき給付される額を控除した額
12	子ども育成課	228-7612	妊産婦健康診査業務	一般社団法人大阪府医師会・地方独立行政法人堺市立病院機構	—	R6.4.1	医療行為を伴う性質上、又目的からしても競争入札には適さないもの。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号)	1者随契	単価契約 18,870円/件 ほか
13	子ども育成課	228-7612	乳児一般健康診査業務	一般社団法人大阪府医師会・地方独立行政法人堺市立病院機構	—	R6.4.1	医療行為を伴う性質上、又目的からしても競争入札には適さないもの。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号)	1者随契	単価契約 6,925円/件
14	子ども育成課	228-7612	新生児聴覚検査業務	一般社団法人大阪府医師会・地方独立行政法人堺市立病院機構	—	R6.4.1	医療行為を伴う性質上、又目的からしても競争入札には適さないもの。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号)	1者随契	単価契約 5,000円/件 ほか
15	子ども育成課	228-7612	先天性代謝異常等検査等委託業務	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター	—	R6.4.1	国のマスキリング検査施設の基準に適合しており、本市において実績を有する唯一の団体のため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 5,000円/件 ほか
16	子ども育成課	228-7612	堺市産後ケア事業運営事業	一般社団法人 高石市保健医療センター・地方独立行政法人 堺市立病院機構・Pista助産院・医療法人 大平産婦人科	—	R6.4.1	育児技術を身につけ、自宅で自立した生活につなげることを目的とするため、産褥のケアや母子支援の経験が豊富で、専門性の高いサービスを提供することが可能な病院等で実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 25,300円/日 ほか
17	子ども家庭課	228-7331	堺市子育て短期支援業務	社会福祉法人 愛育社	-	R6.4.1	本業務目的を達成し、利用者に対して適切な処遇ができる施設としては、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設であり、市内のすべての施設及び近隣の乳児院に委託して行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 10,700円/1日 ほか
18	子ども家庭課	228-7331	堺市子育て短期支援業務	社会福祉法人 南湖会	-	R6.4.1	本業務目的を達成し、利用者に対して適切な処遇ができる施設としては、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設であり、市内のすべての施設及び近隣の乳児院に委託して行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 10,700円/1日 ほか
19	子ども家庭課	228-7331	堺市子育て短期支援業務	社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会	-	R6.4.1	本業務目的を達成し、利用者に対して適切な処遇ができる施設としては、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設であり、市内のすべての施設及び近隣の乳児院に委託して行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 10,700円/1日 ほか
20	子ども家庭課	228-7331	堺市子育て短期支援業務	社会福祉法人 東光学園	-	R6.4.1	本業務目的を達成し、利用者に対して適切な処遇ができる施設としては、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設であり、市内のすべての施設及び近隣の乳児院に委託して行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 10,700円/1日 ほか

21	子ども家庭課	228-7331	堺市子育て短期支援業務	社会福祉法人 大阪福祉会	-	R6.4.1	本業務目的を達成し、利用者に対して適切な処遇ができる施設としては、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設であり、市内のすべての施設及び近隣の乳児院に委託して行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 10,700円/1日 ほか
22	子ども家庭課	228-7331	堺市子育て短期支援業務	社会福祉法人 和泉乳児院	-	R6.4.1	本業務目的を達成し、利用者に対して適切な処遇ができる施設としては、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設であり、市内のすべての施設及び近隣の乳児院に委託して行うものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	単価契約 10,700円/1日 ほか
23	子ども家庭課	228-7331	母子家庭等就業・自立支援センター運営業務	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会	-	R6.4.1	本業務は、ひとり親家庭の父母及び寡婦に対して、就業相談、就業支援講習、就業情報提供、プログラム策定、ひとり親家庭相談、養育費専門相談、法律相談、ひとり親支援講座を実施し、就業支援を核とした自立支援を行うものである為、ひとり親家庭及び寡婦の社会参画及び福祉の向上を推進することを目的として設立された堺市調達契約事務審査委員会要綱第3条第3号に基づき指定されている市内唯一の上記法人に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	総価契約 20,173,398円 単価契約 14,964/名ほか
24	子ども家庭課	228-7331	社会的養護自立支援業務	社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会	3,417,000	R6.4.1	本業務は、本市において児童養護施設等を退所し自立生活する予定の子ども及び退所後自立生活のために支援の必要な子どもに対し、生活や就業に関する相談、自助グループ活動の支援、就業環境の確保、職場開拓、事業主からの相談対応及び職場訪問を含む就職後のフォローアップを行いながら退所後の自立支援を図るものである。本業務を適正に履行するためには、児童養護施設等の退所児童に対する必要な相談支援についての専門知識、技法が不可欠である。 社会福祉法人大阪児童福祉事業協会は、本市において、児童養護施設の退所児童に対する生活相談・支援などのフォローアップを行ってきた実績があり、退所児童への生活技能習得支援や相談支援に関する専門的な知識、ノウハウを持つ唯一の団体であることから、本市において本業務を適正に履行できるのは当該団体のみであり、当該団体と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
25	子ども家庭課	228-7331	DV被害者等援護事業実施業務	社会福祉法人 大阪福祉会	3,989,000	R6.4.1	当該業務は、堺市DV被害者等援護事業実施要綱に基づき、本市において配偶者等による暴力から援護を必要とする者等に対し、一時的に保護する場所又は当面の生活の場として居室を提供し、並びに必要な相談、指導及び支援を行う業務であり、適正な履行にあたっては、DV被害等を受けた母子の保護・自立支援に向けての専門的なノウハウが必要とされる。社会福祉法人大阪福祉会は、市内唯一の母子生活支援施設を有し、DV被害等を受けた母子の保護・自立支援に関する専門知識、技法を有する団体である。本市において当該業務の適正な履行を見込めるのは当該団体のみであるため、随意契約するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
26	子ども家庭課	228-7331	夜間・休日DV電話相談事業実施業務	社会福祉法人 大阪福祉会	5,046,000	R6.4.1	当該法人は、市内唯一の母子生活支援施設を経営する法人で、DV被害を受けた母子の保護・自立に向けての専門的なノウハウがあり、かつ24時間職員が常駐していることから、DV被害者の安全確保など緊急を要する場合、即時の対応を図ることが可能である。本件業務の実施にあたっては、これらを的確に実施できる団体は当該法人以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	

27	子ども家庭課	228-7331	令和6年度子育て支援総合システム維持管理業務	日本事務器株式会社 関西支社	16,311,900	R6.4.1	<p>当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れによるシステム異常が生じることにより、区役所窓口での市民対応の遅延や停滞、支給対象者や支給対象者以外への誤支給が発生する可能性があり、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、既存システムの詳細な知識等を有する、既存システムを構築した日本事務器株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>		
28	子ども家庭課	228-7331	児童手当管理システム改修業務(児童手当法改正対応)	日本事務器株式会社 関西支社	26,634,300	R6.4.1	<p>本業務は、現在稼働中の児童手当管理システムによる児童手当において、「こども未来戦略」等で示された児童手当の拡充方針に対応する改修であり、本業務を適正に履行するためには業務システムの詳細な設定やデータベースの構成等、当該システムについての詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に、当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れによるシステム異常が生じることにより、区役所窓口での市民対応の遅延や停滞、支給対象者や支給対象者以外への誤支給が発生する可能性があり、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、既存システムの詳細な知識等を有する、既存システムを構築した日本事務器株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>		
29	子ども家庭課	228-7331	令和6年度子育て支援総合システム改修業務(税制改正に伴う個人市民税データ提供レイアウトの変更)	日本事務器株式会社 関西支社	2,222,000	R6.4.26	<p>本業務は、令和6年度税制改正に伴う個人市民税データの共通基盤項目レイアウト等の変更に対応するため、子育て支援総合システムの改修を行うものである。本業務を適正に履行するためには業務システムの詳細な設定やデータベースの構成等、当該システムについての詳細な知識や技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による履行は見込めず、契約の性質および目的が競争入札に適しない。</p> <p>当該システムの設定に係る詳細な知識等を有しない者が本業務を履行しようとする、システム設定の誤りや漏れによるシステム異常が生じることにより、区役所窓口での市民対応の遅延や停滞、徴収金額の誤算定が発生する可能性があり、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>以上のことより、本業務を適正に履行できる者は、既存システムの詳細な知識等を有する、既存システムを構築した日本事務器株式会社以外に無いため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>		